

別紙資料 1

塩竈市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除の誤りについて

1. 概要

平成24年度の復興特区制度開始から、本市では、「塩竈市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例」に基づき、指定事業者が特定復興産業集積区域(以下「復興特区」といいます。)内において、新設又は増設した資産について、固定資産税の課税免除を実施しております。

この度の復興特区の固定資産税の課税免除の誤りにつきましては、償却資産の種類のうち、課税免除の対象資産とならないものを、課税免除の対象としていたものです。

償却資産の種類	課税免除の対象資産	備考
構築物（建物附属設備）	○	
機械及び装置	○	
車両及び運搬具	×	処理誤り※
工具、器具及び備品	×	処理誤り※

2. 影響額等について（令和4年5月6日時点）

(1) 課税誤りの総額 16事業者（延べ66事業者） 5,268千円

年 度	課税免除延べ事業者数	課税誤り延べ事業者数	課税誤りの総額
平成25年度	5	0	0円
平成26年度	16	2	529,381円
平成27年度	25	6	1,105,854円
平成28年度	29	9	975,812円
平成29年度	37	11	858,887円
平成30年度	37	10	583,005円
令和元年度	32	13	651,500円
令和2年度	31	9	276,000円
令和3年度	20	6	287,900円
計	232（44※）	66（16※）	5,268,339円

※ 新設又は増設した資産は、その翌年度から5年間の課税免除対象となります。

※ （ ）内の数字は、実際に課税誤りのあった事業者の実数になります。